

財務省告示第四百七十二号

省令第三十号（第六條第一項の規定に基づき、平

成十七年十二月二十日に発行する利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第五十

二回）

二 発行の根拠 平成十七年度における財政運営

の法律及びその 閣する法律（平成十七年法律第

十 九号）第二條第一項及び国債

整 理 基 金 特 別 会 計 法 （ 明 治 三 十

三 年 法 律 第 六 号 ） 第 五 條 第 一 項

用 振 替 法 の 適 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 。 以 下

機 関 は 日 本 郵 政 公 社 に よ る 国 債 の 募 集

用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替

に 関 係 するものとする。

日 本 郵 政 公 社 に よ る 国 債 の 募 集

の 取 扱 い 及 び 取 得 に よ る 発 行

額 面 金 額 で 四 百 億 円

う ち 平 成 十 七 年 度 に お け る 財

政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特

例 等 に 関 する 法 律 第 二 條 第 一 項

の 規 定 に 基 づ き 発 行 す る 利 付 国

債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 三 百

七 十 億 七 百 四 十 万 円 、 国 債 整 理

基 金 特 別 会 計 法 第 五 條 第 一 項 の

規 定 に 基 づ き 発 行 す る 利 付 国 債

に つ い て は 、 額 面 金 額 で 二 十 九

億 七 百 四 十 万 円

に つ い て は 、 額 面 金 額 で 二 十 九

億 七 百 四 十 万 円

に つ い て は 、 額 面 金 額 で 二 十 九

億 七 百 四 十 万 円

に つ い て は 、 額 面 金 額 で 二 十 九

億 七 百 四 十 万 円

に つ い て は 、 額 面 金 額 で 二 十 九

億 七 百 四 十 万 円

に つ い て は 、 額 面 金 額 で 二 十 九

億 七 百 四 十 万 円

十七	十六	十五	十四		十三				十二	十一		十九	八	七	六	
募集期間	払場所	元利支	償還金額	償還期限	後の利子	第二期以後の利子			初期利率	利率		募集の価格	発行の日	振替単位	最低額面金額	払込金額
平成十七年十二月十四日まで	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十二年十二月二十日	平成二十二年十二月二十日	利率	毎年六月二十日及び十二月二十日			年〇・八パーセント	年〇・八パーセント		額面金額百円につき九十九円九	平成十七年十二月二十日	の記載又は記録による最低額面金額	振替法の規定による振替口座簿	億九千二百六十万円
<p> $\text{額面総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$ </p> <p> す次そのが金と平年十額平す額のの振五 る号のの銀額し成成〇八面成るの記替万 期及翌の行をし成〇八面成るの整載法の 日及び営業休業支次の八銭額百円につ につ十四日に四号に支払うへ以下、 ついて同(じ)。 </p>																

十八 払込期日 平成十七年十二月二十日